- 3. 議会関係 (9) 通年会期制に関する調(平成30年4月1日現在) ア 法第102条の2第1項による通年会期を導入している議会 ① 都道府県分

都道府県名	導入時期	会期の設定状況	定例日の設定状況
栃木県	H25. 4. 1	4月1日	5/25 5/29 5/31 6/1 6/13 9/19 9/21 9/26 9/27 10/11 11/28 11/30 12/4 12/5 12/17 2/18 2/20 2/22 2/25 3/12
計	1団体		

# イ 法第102条第2項の定例会を年1回とする議会 ① 都道府県分

都道府県名	導入時期	会期の設定状況
三重県	Н25. 1. 1	H29:1.17∼12.21 H30:1.18∼12.20
滋賀県	H26. 3. 31	H29. 4. 26~H30. 3. 22 (平成29年度実績)
計	2団体	

- 3. 議会関係 (9) 通年会期制に関する調(平成30年4月1日現在) ア 法第102条の2第1項による通年会期を導入している議会 ② 市区町村分

都道府県名	市町村名	導入時期	会期の設定状況	定例日の設定状況	
北海道	森町	H23. 1. 1	1月1日	3月及び9月の1日から15日 6月及び12月の第2週目の月曜日から金曜日のうち いずれか2日。ただし特別の事情のある場合を除 き第2週目の火曜日及び水曜日	
北海道	豊浦町	H27. 11. 15	11月15日から翌年の当該日の前日	6月、9月、12月及び翌年3月のそれぞれ次に掲げる日とする。ただし、定例日が豊浦町の休日に関する条例(平成2年豊浦町条例第7号)第1条第1項の休日に当たるときは、当該日以後の最初の平日を定例日とみなす。 (1) 6月及び12月の定例日は、第2火曜日並びにこれに続く水曜日、木曜日及び金曜日とする。 (2) 9月の定例日は、15日から25日までの間とする。 (3) 翌年3月の定例日は、5日から20日までの間とする。	
北海道	洞爺湖町	H26. 5. 1	5月1日	6月 15日から4日間 9月 10日から8日間 12月 10日から4日間 3月 5日から10日間(すべて休日を除く)	
北海道	日高町	H25. 1. 1	1月1日	3月、6月、9月、12月の第2水曜日並びに引き続く 木曜日、金曜日	
岩手県	久慈市	H27. 4. 1	4月1日~3月31日	(6月) 第2木曜日、翌週の火曜日と水曜日、翌々週の金曜日 (9月) 第1木曜日、翌週の火曜日と水曜日、3週間後の週に属する金曜日 (12月) 第1木曜日、翌週の火曜日と水曜日、翌々週の金曜日 (2月) 最終金曜日、翌々週の火曜日と水曜日、4週間後の週に属する火曜日	
岩手県	葛巻町	H26. 1. 20	1月20日から1月19日まで	3月第1金曜日から第3火曜日 7月第1金曜日から第2金曜日 9月第1金曜日から第2金曜日 12月第1金曜日から第2金曜日	
宮城県	川崎町	H24. 3. 14	1月から12月まで	本会議は、3月、6月、9月及び12月に再開する	
宮城県	大和町	Н30. 1. 1	1月1日から翌年の当該日の前日まで	(1) 2月28日 (当該日が大和町の休日を定める条例(平成元年大和町条例第33号)第1条第1号に規定する場合は、直前の金曜日。) (2)6月、9月及び12月の第1火曜日	
宮城県	美里町	Н28. 3. 25	4月1日	6月及び12月の第2火曜日 9月及び翌3月の第1火曜日	
福島県	福島市	H26. 8. 1	8月1日	9月及び12月の1日 翌年3月及び6月の1日	
福島県	小野町	H26. 1. 1	1月1日~12月31日	3月(第1木曜日)、6月(第2水曜日) 9月(第1木曜日)、12月(第1木曜日)	
茨城県	常総市	H26. 5. 1	5月1日	6月1日、9月1日、12月1日及び3月1日前の直近の 水曜日	
神奈川県	厚木市	H27. 1. 1	1月1日から12月31日まで(議員の任期満了の年における会期は、1月1日から7月31日まで及び法第102条の2第4項の召集の日から12月31日まで)	厚木市議会の会期等に関する条例第2条第1項において (1) 2月22日から3月19日まで (2) 6月1日から6月21日まで (3) 9月1日から10月5日まで (4) 11月29日から12月21日まで と規定している。 なお、同条第2項において、第1項の規定にかかわらず、上記の期間以外の日を定例日とすることができる。	
新潟県	柏崎市	H25. 5. 1	毎年5月1日から翌年の4月30日まで(改選や解 散のあった年は、除く。)。	(1) 6 月、9 月及び1 2 月の5 日 (2) 翌年2 月2 0 日 災害その他の理由のため、前項の規定により難い 場合は、議長が市長と協議して定例日を別に定め ることができる。	

都道府県名	市町村名	導入時期	会期の設定状況	定例日の設定状況
新潟県	阿賀町	Н27. 5. 1	5月1日	6月20日~6月25日 9月4日~9月19日 12月19日~12月25日 3月7日~3月19日
		H29. 8. 1	8月1日から翌年の当該日の前日	3月会議 第2週の木曜日、金曜日、第3週の月曜日及び第4 週の火曜日 ただし、第2週の木曜日が11日以降の日となると きは、第2週の火曜日、水曜日、木曜日及び第3週 の金曜日
新潟県	関川村			6月会議 第2週の木曜日、金曜日、第3週の月曜日及び木 曜日
				9月会議 第2週の木曜日、金曜日、第3週の月曜日及び第4 週の火曜日
				12月会議 第2週の木曜日、金曜日、第3週の月曜日及び木 曜日
石川県	津幡町	H25. 1. 1	1月15日	3月、6月、9月及び12月の4日
石川県	中能登町	H28. 3. 18	4月1日	3月、6月、9月及び12月の5日
石川県	能登町	H26. 11. 1	1月1日	3月、6月、9月及び12月の6日
三重県	鳥羽市	H26. 5. 1	5月1日	5月15日、6月12日、13日、14日、9月10日、11日、12日、12月7日、8日、9日、翌年3月5日、6日、7日(ただし、定例日が市の休日に当たる場合は、その日後においてその日に最も近い日を定例日とする。)
大阪府	四條畷市	H29. 5. 1	5月1日	5月18日、翌年2月23日 6月および翌年3月の7日、22日、23日 9月および12月の1日、14日、15日
大阪府	島本町	H26. 4. 1	4月1日から翌年の当該日までの前日	6月23日、9月3日、12月13日、2月27日
大阪府	豊能町	H30. 1. 1	1月1日	3月、6月、9月、12月の第1月曜日 (ただし、町の休日に当たるときは、当該日以後 において最も近い日)
大阪府	能勢町	H27. 1. 1	1月1日	3月4日及び同日以後の同月内における議長が別に 定める日、6月15日及び同日以後の同月内におけ る議長が別に定める日、9月10日及び同日以後の 同月内における議長が別に定める日、12月10日及 び同日以後の同月内における議長が別に定める 日。
大阪府	河南町	H29. 10. 1	4月1日	6月、9月、12月及び翌年3月の 原則第1火曜日
岡山県	鏡野町	H25. 4. 1	1月4日	3月、6月、9月及び12月の3日
徳島県	小松島市	Н25. 7. 1	5月1日	6月10日並びに9月、12月及び翌年3月の3日
徳島県	三好市	H25. 11. 1	12月1日	6月、9月及び12月の1日 翌年2月25日
徳島県	勝浦町	H25. 7. 10	7月10日	30年7月10、24、25、26 8月22 9月11、12、13、25 10月16 11月 10/30、11/13、14、15 12月11 31年1月16 2月13 3月6、7、12、13、18、19、20、22 4月23 5月14 6月4
徳島県	那賀町	H29. 11. 1	11月1日	11月7日、12月5日、6日、7日、15日、1月19日、2 月13日、3月7日、8日、9日、20日、5月29日、6月 19日、20日、21日、7月3日、8月7日、9月4日、5 日、6日、18日、10月16日
福岡県	川崎町	H25. 4. 1	4月1日	6月、9月、12月及び翌年の3月のそれぞれ第1火曜日を一日目とし、四日目までを条例で規定している

都道府県名	市町村名	導入時期	会期の設定状況	定例日の設定状況
長崎県	壱岐市	H24. 1. 1	定例会を年1回とし、会期を通年とする。	1月に開会又は再開し、3月・6月・9月及び12月に再開する。ただし、都合によりこれを変更することができる。
長崎県	小値賀町	Н28. 6. 24	毎年4月30日から翌年の4月29日までの1年間が 会期	7月15日、16日及び17日 11月29日、30日及び12月1日 3月7日、8日、9日、10日、11日、12日及び13日
熊本県	多良木町	Н27. 4. 1	4月1日	6月、9月、12月、3月の第1又は第2火曜日を初日 とし、当該日以降の期間において議長が定める日
熊本県	あさぎり町	H25. 4. 1	4月1日	3月、6月、9月及び12月の第1又は第2火曜日から 数日間とする。ただし、都合により繰り上げ、又 は繰り下げることができる。
計	35団体			

## イ 法第102条第2項の定例会を年1回とする議会 ② 市区町村分

都道府県名	市町村名	導入時期	会期の設定状況	
北海道	根室市	Н25. 9. 15	9月1日~8月31日	
北海道	福島町	H21. 4. 1	4月1日から3月31日	
北海道	利尻富士町	H26. 3. 1	3月召集の日から翌年の召集び前日まで(議員の任期満了の年における会期は、3月招集の日から9月末日及び11月招集の日から翌年の招集日前日まで)	
北海道	白老町	H20. 6. 1	1月1日から12月31日まで	
北海道	芽室町	H25. 4. 1	5月1日~4月30日	
北海道	池田町	H27. 1. 1	・池田町議会の定例会の回数は、年1回とする。ただし、議員の任期満了に伴う一般選挙があった場合は、年2回とする。また、議会の解散に伴う一般選挙があった場合は、前記の回数に、当該年中の議会の解散(議会の解散に伴う一般選挙後10日を経過する日が翌年に属する場合を除く。)の回数を加えた数とする。 ・池田町議会の定例会の会期は1月から12月とする。ただし、議員の任期満了の年にあっては、1月から4月及び5月から12月とし、議会の解散があった場合は、1月から議会の解散月及び議会の解散に伴う一般選挙後の月から12月までとする。(会期は通年だが、何月何日から何月何日までという特定の日付は定めていない。)	
岩手県	滝沢市	H26. 1. 1	・定例会は、年1回とする。議員の任期満了に伴う一般選挙が行われた年の定例会の回数は、年2回とする。 ・会期は、1月から12月までとする。議員の任期満了の年における会期は、1月から7月まで及び8月から12月までとする。	
岩手県	紫波町	H26. 4	1月5日~12月27日まで	
岩手県	矢巾町	H26. 6. 1	1月4日から12月28日まで	
岩手県	平泉町	H28.1.1	1月から12月まで	
宮城県	登米市	H27. 1. 1	1月から12月まで (会期の設定は、要綱で定めている)	
宮城県	蔵王町	H20. 12. 22	1月(仕事始めの日)から12月(仕事納めの日)まで	
宮城県	柴田町	H25. 4. 1	4月から次の会期の前日まで	
宮城県	色麻町	H27. 1. 1	1月5日~12月28日	
宮城県	涌谷町	H26. 1. 1	1月から12月	
秋田県	東成瀬村	H26. 1. 1	1月(招集された日)から議決した日まで	
福島県	只見町	Н23. 3. 8	当年3月会議の開会日から翌年3月会議開会の前日まで	
福島県	会津美里町	H28. 1. 1	1月から12月まで	
茨城県	守谷市	H27. 12. 16	3月1日から2月末日まで	
群馬県	中之条町	Н30. 4. 1	6月6日から12月19日まで	
千葉県	長生村	H22. 1. 1	1月から翌年の招集日前日までとする。議員の任期満了の年は1月から5月及び5月から翌年の招集日前日までとし、議会の解散があった場合は1月から議会の解散の月及び議会の解散に伴う一般選挙後10日を経過する日の属する月から翌年の招集日前日までとする。	
千葉県	大多喜町	H25. 3. 26	原則1月から翌年の招集予定日の前日	
東京都	青梅市	H27. 5. 1	招集議会(5月)から翌年4月30日まで	
東京都	あきる野市	H28. 1. 1	1/4~12/20 ※1月に開催する開会会議において会期を決定する。	
東京都	文京区	H26. 5. 1	毎年5月から翌年4月まで	
東京都	荒川区	H25. 10. 10	5月から翌年4月まで	
神奈川県	相模原市	H25. 12. 24	1月15日から12月20日まで	

都道府県名	市町村名	導入時期	会期の設定状況	
神奈川県	寒川町	H24. 4. 1	1月1日から同年12月31日まで(議員の任期満了の年における会期は、1月から同年2月及び3月から同年 12月まで)	
神奈川県	開成町	H22.1.1	1月1日から12月31日まで	
石川県	金沢市	H26. 3. 24	6月から翌年3月末	
石川県	白山市	H25.9.1	3月から翌年2月	
石川県	内灘町	H27. 12. 17	5月から翌年4月30日	
長野県	軽井沢町	Н23. 1. 1	・1月に招集し、会期を決定する。 ・議会の任期満了又は議会の解散に伴う一般選挙があった場合は、選挙後招集時に会期を決定する。	
長野県	小布施町	H22. 3. 23	3月から翌年の2月まで	
長野県	信濃町	H25. 1. 1	平成30年1月11日から平成30年12月20日まで	
愛知県	豊明市	H24. 4. 1	5月から翌年4月末までの間に定める。	
三重県	四日市市	H23. 5. 1	H28. 5. 16~H29. 4. 28 H29. 5. 15~H30. 3. 23	
滋賀県	大津市	H25. 5. 17	毎年5月から翌年4月末まで	
京都府	京都市	H26.3.3	H28. 4. 26~H29. 3. 24 H29. 4. 25~H30. 3. 23	
京都府	亀岡市	Н30. 4. 1	6月から翌年の3月まで (議員の任期満了日の属する年度の会期を除く)	
京都府	精華町	H27. 9. 1	平成28年度 4月8日~3月29日 平成29年度 5月23日~3月29日	
大阪府	枚方市	H27.5.1	H29. 5. 15∼H30. 4. 27	
大阪府	大東市	H26.4.1	H30. 4. 2∼H31. 3. 22	
大阪府	大阪狭山市	H25. 4. 1	毎年5月から4月まで。 (3月、6月、9月、12月に定例月議会を開催)	
和歌山県	かつらぎ町	H26.1.1	1月から12月	
高知県	土佐清水市	H26. 1. 1	H30. 1. 31∼H30. 9. 6	
長崎県	壱岐市	H24.1.1	1月から12月まで	
長崎県	小値賀町	H28. 6. 24	毎年4月30日から翌年の4月29日までの1年間が会期	
熊本県	御船町	H22. 4. 1	毎年4月から翌年3月まで	
鹿児島県	南大隅町	H25. 4. 1	4月1日から3月31日まで	
計	50団体			